

第 1 問

A は、自己の所有する甲乙土地のうち甲土地売却を B に依頼した。その際、A は B に実印を用いて作成した白紙委任状と印鑑登録証明書、及び登記関係書類等を交付した。ところが、多額の借金を抱えていた B は、より価値の高い乙土地に目を付け、乙土地売却のうえ、その代金を横領することを画策した。B は、白紙委任状の事項欄に A に無断で「乙土地売却の件」と書入れるとともに、甲土地の関係書類を乙土地に関するものであるかのように改ざんし、A の代理人として、C に乙土地を売却した。さらに A は、登記と引換に C から代金を受領し、自己の借金の弁済に充てたうえで、行方をくらました。A は C から乙土地の登記名義を回復することはできるか。

〔参照条文〕

民法 109 条

第 1 項 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

民法 110 条 前条第一項本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

第 2 問

A は甲商品（動産）の製造業者であり、B との間で甲商品を継続的に供給する旨の契約を締結していた。AB 間の契約によれば、A は B の発注に応じて随時甲商品を供給し、B は毎月 20 日に前月の発注数に応じた代金を纏めて支払うこととなっていた。このような取引では、A は、商品を引渡したにもかかわらず B から代金の支払いを受けることができないことで不利益を被るリスクを負うことになる。

- (1) 商品引渡前の時点で A がこのリスクに対処する方法としてどのような方法があるか。
- (2) 商品引渡後、代金支払を受ける前に B が支払い不能に陥ってしまった場合に、A が損失を可能な限り軽減するための方法としてどのような方法があるか。